

国の退職金制度の共済掛金を補助します

西東京市中小企業退職金共済掛金補助制度

この制度は、国の中小企業退職金共済制度に新たに加入する市内の中小企業の事業主に、共済掛金の一部を補助することにより、制度への加入を促進し、市内中小企業の従業員（パートタイマーを含みます。）の雇用の安定及び中小企業の振興を図ることを目的としています。

1 補助の要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 市内に事業所又は事務所を有する中小企業の事業主であること。
- (2) 事業主が雇用した従業員又は既に雇用している従業員について、新たに独立行政法人勤労者退職金共済機構が実施する中小企業退職金共済事業による退職共済契約を締結し、共済掛金を完納していること。
- (3) 既に納期を経過した市税を完納していること。

2 補助金額

要件に該当する従業員の掛金1人につき、1か月当たり500円（ただし掛金2,000円は300円）

3 補助の期間

加入時から36か月（3年）を限度として補助。ただし期間中に退職したときは、退職月まで。

4 補助金の申請方法及び時期

毎年1月から12月までの間に共済掛金を完納しているものについて、翌年市が指定する日までに以下の書類を提出してください。

《提出書類》

「西東京市中小企業退職金共済掛金補助金交付申請・請求書兼実績報告書」1通

「共済掛金月別個人別払込内訳書兼共済掛金納付報告書」1通

5 注意事項

- (1) 提出期限までに補助金の交付申請等がなかった場合、補助金の交付を受けられません。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の全部または一部の返還を求めます。

お問い合わせ・申請書提出先

〒188-8666 西東京市南町5丁目6番13号

西東京市役所 生活文化スポーツ部

産業振興課

TEL 042-420-2819（直通）